

孤独・孤立対策推進本部（第2回）

議事要旨

1. 日時：令和6年6月11日（火）8：05—8：15

2. 場所：総理大臣官邸4階大会議室

3. 出席者：

岸田 文雄	内閣総理大臣
林 芳正	内閣官房長官
加藤 鮎子	内閣府特命担当大臣
松村 祥史	国家公安委員会委員長
工藤 彰三	内閣府副大臣
渡辺 孝一	総務副大臣（代理出席）
門山 宏哲	法務副大臣（代理出席）
矢倉 克夫	財務副大臣（代理出席）
あべ 俊子	文部科学副大臣（代理出席）
上月 良祐	経済産業副大臣（代理出席）
土田 慎	デジタル大臣政務官（代理出席）
神田 潤一	内閣府大臣政務官（代理出席）
古賀 友一郎	内閣府大臣政務官
平沼 正二郎	内閣府大臣政務官 復興大臣政務官（代理出席）
穂坂 泰	外務大臣政務官（代理出席）
三浦 靖	厚生労働大臣政務官（代理出席）
舞立 昇治	農林水産大臣政務官（代理出席）
石橋 林太郎	国土交通大臣政務官（代理出席）
朝日 健太郎	環境大臣政務官（代理出席）
松本 尚	防衛大臣政務官（代理出席） ほか

4. 概要

（1）孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）について

（加藤内閣府特命担当大臣）

ただ今から、「第2回孤独・孤立対策推進本部」を開催いたします。

議事の（1）「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」につい

て、私から資料1-1に沿ってポイントを御説明いたします。

「重点計画の意義」のところでは、

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」は、孤独・孤立対策推進法に基づき定めるものです。

案の作成に当たっては、これまで政府として取り組んできた成果を引き継ぎつつ、岸田総理からの御指示を踏まえて実施した推進会議における地方自治体、NPOなど関係者へのヒアリング、パブリック・コメントにおける御意見を反映いたしました。

ヒアリングにおける主な御意見は参考資料を御参照ください。

現状認識等として、コロナ禍後にも単身世帯等の増加が見込まれる中、問題の深刻化が懸念されることから、国・地方自治体・NPOが連携して、推進本部を中心に総合的な取組が必要とされる旨を述べています。

次に、基本理念については、推進法の規定を踏まえた3点について記述しています。

基本理念を踏まえた対策の基本方針として、御覧のとおり4つの方針を定めております。

その上で、基本方針に関連し重点的に推進すべき関係府省庁の施策を「具体的施策」として取りまとめております。

特に重点を置いて取り組むべき事項については、赤枠の中ですが、①地方公共団体及びNPO等への支援、②孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化、③重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進の3点を挙げております。

重点計画の案の説明は以上となります。

それでは、推進本部として、案のとおり重点計画を決定したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。重点計画が決定されました。

(2) 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

(加藤内閣府特命担当大臣)

続いて、議事(2)に移ります。

孤独・孤立対策にも関連する「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について、三浦厚生労働大臣政務官から御説明をお願いいたします。

(三浦厚生労働大臣政務官)

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に関して御説明いたします。

第1回本部において、本ガイドラインの案について御説明いたしましたが、その後、パブリック・コメントを経て、本日、本ガイドラインを決定いたしましたので、御報告申し

上げます。

また、関係する制度の見直しの検討など今後、関係省庁が取り組んでいく事項についても、併せて整理いたしました。

引き続き、関係省庁が連携して、本ガイドラインの普及や関連制度の必要な見直しについて検討してまいります。

(3) 孤独・孤立対策推進本部長（内閣総理大臣）あいさつ

(加藤内閣府特命担当大臣)

最後に、本部長である岸田内閣総理大臣から、御挨拶をいただきます。プレスが入室いたしますので、しばらくお待ちください。

(岸田内閣総理大臣)

孤独・孤立対策推進本部として、孤独・孤立対策推進法に基づく新たな「孤独・孤立対策重点計画」を決定いたしました。

この「重点計画」では、推進法に基づく孤独・孤立対策の基本理念や対策を進める上での基本方針に加え、

法施行を機に特に重点を置いて取り組むべき事項として、

- ① 「地方版官民連携プラットフォーム」や「地域協議会」の立ち上げに向けた伴走支援など、孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体やNPO等の活動への支援、
- ② 「つながりサポーター」の養成など、予防を目指した取組の強化、
- ③ エビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

これらを定めています。

加藤担当大臣におかれては、引き続き、リーダーシップを発揮し、関係大臣と密接に連携しつつ、こうした、特に重点を置いて取り組むべき事項を始め、孤独・孤立対策の推進に取り組むようお願いいたします。

また、関係大臣におかれては、重点計画に定めた各施策について、掲げた目標の達成に向けて着実に取り組むようお願いいたします。

また、本日策定された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」については、関係省庁が連携して、ガイドラインの普及や、事業の健全な発展の推進を図るとともに、関連制度等の必要な見直しの検討を進めていただくようお願いいたします。

今後、単身世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る、国民にとって非常に身近な問題です。

であるからこそ、岸田政権では、世界唯一の「孤独・孤立対策」をその名に冠する大臣を擁して、取組の強化に努めているところです。

推進法の目的である「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」の実現に向け、地方公共団体やNPO等の皆

さんと手を携え、本日決定した新たな重点計画に基づき、政府一丸となって取り組んでいただくようお願いいたします。

(加藤内閣府特命担当大臣)

岸田総理、ありがとうございました。それでは、プレスの方は御退室ください。
以上をもちまして、第2回孤独・孤立対策推進本部を終了いたします。

(以上)